

平成30年度 第1回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 平成30年7月30日（月） 午後1時から

場 所 河南町役場3階 303会議室

出席者 山中章嘉会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 和田課長、渡辺課長補佐

【議事内容】

○事務局 公私ともに大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
ただいまから、平成30年度第1回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。まず初めに、委員の皆様方に委嘱をさせていただきます。本来でしたら、武田町長から委嘱をさせていただくところではございますが、急遽の用務により不在のため、森田副町長から委嘱をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副町長 委嘱状。山中章嘉殿。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年7月30日。河南町長、武田勝玄。代読。どうぞよろしくお願ひします。

委嘱状。浅野雅美様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年7月30日。河南町長、武田勝玄。どうぞよろしくお願ひします。

委嘱状。石原佑也様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年7月30日。河南町長、武田勝玄。よろしくお願ひいたします。

委嘱状。村元保男様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年7月30日。河南町長、武田勝玄。どうぞよろしくお願ひいたします。

委嘱状。吉岡賀子様。河南町特別職報酬等審議会委員を委嘱します。平成30年7月30日。河南町長、武田勝玄。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 ここで副町長から皆様にご挨拶がございます。よろしくお願ひします。

○副町長 （あいさつ）

○事務局 ありがとうございます。

本日ご出席いただいております委員様のご紹介をさせていただきます。

（委員紹介）

○事務局 引き続きまして、事務局を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

○事務局 ここで審議に入ります前に、河南町特別職報酬等審議会条例についてご説明申し上げます。資料7をお開きください。

(条例 読み上げ)

○事務局 なお、本審議会の議事内容を後日、事務局にてまとめさせていただきますが、これは情報公開の対象となりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、これから会議を始めていただきますが、本日は第1回目でございますので、会長の選出をお願いいたします。審議会条例第4条第1項の規定に基づき、互選により会長を選任させていただきたいと思っております。会長の選任につきまして、どなたかご意見ございませんでしょうか。

○委員 引き続き、前回もそうやったので、山中区長会会長さんをお願いできたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

○委員 区長会の会長さんはずっとやってきていただいておりますので。

○事務局 ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、山中委員様をお願いしたいということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、会長は山中様に決定させていただきます。

それでは、町長にかわりまして、森田副町長から特別職の報酬等の額について諮問させていただきます。

○副町長 河南人第5号、平成30年7月30日。河南町特別職報酬等審議会会長山中章嘉様。河南町長、武田勝玄。

特別職(町長、副町長及び教育長)の給料の額等について(諮問)

町長、副町長及び教育長の給料の額について、諸般の情勢から検討の必要があると思料いたしますので、河南町特別職報酬等審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願いいたします。

○会長 お受けします。

○事務局 それでは、以降の議事進行につきまして、山中会長様をお願いしたいと思

ます。なお、ここで副町長は退席いたします。

○副町長 どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長 今、ご指名をいただきまして、至らぬ私でございますけれども、会長の職をさせていただきたいと思っております。会を進めていく上で、皆さん方それぞれのご意見を十分出していただいで、よりよいものにさせていただき、忌憚のないご意見を出していただけたらと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第の6ですね、資料の説明を事務局のほうからお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料に基づきまして、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

ホッチキスどめで資料が2つあるかと思っておりますが、平成30年度河南町特別職報酬等審議会資料と書いてあるほうをまずごらんいただきたいと思っております。資料1をごらんください。

特別職等報酬の改定経過ということで、町長、副町長及び教育長のこれまでの報酬の改定状況を記載しております。

現在の条例上の本則の額は、平成5年4月1日に施行されたもので、町長の報酬は84万円、副町長は70万円、教育長は67万円となっております。

平成13年4月1日の審議会では、その額で据え置きという形になっております。

その後、平成15年12月1日に審議会には、この際には審議会には諮っておりませんが、町長が5%、副町長及び教育長が3%とそれぞれカットとなっております。

その後、平成19年1月1日には、報酬等審議会を開催し答申をいただいております。武田町長が平成18年4月1日に就任しておりますので、ここからが武田町長就任後の改正となっておりますが、条例上の本則84万円に対し、附則で10%をカットするということで75万6,000円となっております。副町長、教育長につきましても附則で3%カットし、それぞれ67万9,000円、64万9,900円となっております。

その後、平成20年10月1日、平成22年4月1日、それぞれ報酬等審議会

の答申をいただき、条例本則の報酬額を据え置き、附則においてそれぞれ町長が 10%、副町長・教育長が 3% のカットとなっております。したがって、平成 19 年 1 月 1 日の削減率と同様ということになっております。

そして、平成 26 年 4 月 1 日には、資料 4 にもございますけれども、その間の人事院勧告による一般職の給与の削減や議員報酬の 3% カットなどを勘案して、削減率を 3% 上乗せしまして、町長が 13% カット、副町長・教育長が 6% カットとなっております。

なお、この改定の際の附則により、期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていたため、平成 30 年 4 月 1 日からは条例本則に戻っておりまして、平成 30 年 4 月以降、町長は 84 万円、副町長は 70 万円、教育長は 67 万円となっております。以上が、特別職等報酬の改定経過でございます。

次にめくっていただきまして資料 2 でございます。

資料 2 は、府内町村長等の特別職の給料比較でございます。

直近の状況ということで、平成 30 年 4 月 1 日現在の比較でございます。

各町村それぞれ上下 2 段で報酬の額を示しておりますが、上段は条例本則の額、下段はカット後の実支給額であります。

島本町は本則どおりの支給となっております。豊能町につきましては本則上 82 万円ですが、20% カットし 65 万 6,000 円の支給となっております。

そのほか、カットされている市町村につきましては、何% カットというふうに表示させていただいております。そのほか忠岡町、熊取町、岬町、太子町で、条例本則よりも実支給額がカットされています。

河南町は、この 4 月から、本則 84 万円に戻っているところでございます。

町長の報酬額を府下町村で比較いたしますと、条例本則上、実際支給を受けている額ともに、府下町村で最も高い金額となっております。

ただし、資料の右端に記載のとおり、地域手当が支給されている団体が 5 団体ございます。右欄に地域手当ありと書かれてある団体が 6% の地域手当を上乗せして支給されている団体ということでございます。

そのため資料 3 としまして、地域手当を含めた月々の支給額で比較をしております。資料 3 をごらんいただきたいと思います。

まず、町長でございますが、地域手当を加味いたしますと、条例本則上では

河南町は4番目、実際の支給額ベースでは2番目ということになります。めくっていただきまして、副町長につきましては、条例本則上は4番目、実際の支給額では3番目、めくっていただきまして、教育長は条例本則上では3番目、実際支給額では2番目となり、資料2と比べますと、順位が下がりますが、それでも真ん中よりは上位といった位置になってございます。そこで、資料の下段には、仮に給料額が削減された場合をお示ししております。すみません、2枚戻っていただきまして、資料3町長と書いてある分に戻っていただきたいんですけども、前回並みに町長が13%カットしているというふうに仮定いたしますと、実際の支給額ベースでも73万800円ということで4番目の水準ということになります。

また、副町長それから教育長も前回並みに6%カットするというふうにいたしますと、副町長につきましては府内町村で6番目、教育長は3番目といった位置まで下がるということになります。

以上が、特別職の給料の額等に関する現状ということでございます。

引き続きまして、審議のちょっと参考にとということで、近年の報酬等審議会  
の答申の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、まず資料4でございます。

平成26年度の審議会におきましては、特別職の給料の額等につきましてご審議をいただきました。一般職の職員給料の減額の傾向や、町議会議員が3%削減することも考慮いたしまして、それぞれ従来の削減率に3%を上乗せして、町長は13%削減、副町長・教育長は6%削減との内容になってございます。これにつきましては、平成30年3月31日までの措置ということでございました。

まためくっていただきまして、資料5でございます。

平成28年度の審議会では、議員の報酬の額等についてご審議をいただきました。本則どおりでの支給とした場合、府内10町村議会のなかで2番目の水準になることや、本町において大幅な増収等も見込めないといった状況から、引き続き3%削減をとの答申をいただきました。なお、この際は条例改正されることなく、現在まで、今現状では本則どおりの支給ということになってございます。

続きまして、資料6でございます。

平成30年1月から3月にかけて、特別職の退職手当の額等について審議をいただきました。選挙公約などみずからの判断での削減は考慮せず、本来あるべき手当で検討すること、それから一般職との均衡や府内市町村との均衡などを考慮して検討した結果、引き続き前回答申並みの支給割合かつ在職月方式とすることで、一旦合意をいただきました。

その後、退職手当だけではなく、報酬月額や期末手当なども含めた総額ベースで府内町村との均衡を確認する必要があるとのご意見によりまして、再度検討していただいた結果、総額ベースでも著しく均衡を失するものではないとの判断をいただき、前回の合意どおり、町長は100分の45を100分の35、副町長は100分の25を100分の22.5、教育長は100分の20を100分の18とするとの答申をいただいております。

資料4から資料6までの審議経過及び内容の詳細は、それぞれの資料に記載のとおりでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

次に別冊の参考資料につきまして、簡単に説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、資料の1ページは、人事院による給与の勧告の状況であります。前回、特別職の報酬の額について答申をいただきました後、行政職員の平均年間給与は平成26年度に1.2%、平成27年度に0.9%、平成28年度、平成29年度はそれぞれ0.8%プラスということで、合計で3.7%程度の増となっているという状況でございます。以前は、平成14年あたりからはずっとマイナス傾向にあったんですけれども、近年はプラス傾向に転じているというふうな状況でございます。

それからめくっていただきまして、資料の2ページ以降は、今回、先ほど資料のほうで比較させていただきました町村の概要などがございます。それぞれの町村の資料をつけさせていただいておりますけれども、資料の10ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

資料の10ページに河南町の概要が掲載されております。

左側の中ほど、人口でございますけれども、減少傾向にございます。15歳

から 64 歳までの人口割合が減少しておりまして、65 歳以上の割合が増加し高齢化が進行しているというふうな状況でございます。

その少し下のところで、行政職員の職員数につきましては 142 人ございまして、その横の国の給与と比較しておりますラスパイレス指数は、28 年度で 97.1 となっております。

右側に移りまして、右側の一番上の財政の欄をごらんください。

決算収支ですが、一番右端の財政力指数が 0.46 となっております。この数値が低いほど財政力が弱いとされ、国からの交付税への依存度が高くなります。その横の経常収支比率は 92.2% となっております。この数値が高いほど、自由に使える費用が少ないと言えます。なお、平成 29 年度は財政力指数が 0.47、経常収支比率が 92.4% と、ほぼ前年度並みになると見込んでおります。

それから (2) の主な歳入・歳出でございます。

歳入では、依存財源と言われる、国から交付される地方交付税 19 億 5,100 万円で、本町の歳入に占める割合は 34.9% となっております。その上が自主財源と言われる地方税ですが、平成 28 年度は増収となっております。主な要因としては、一番下の表に (8) 税収の状況がありますが、徴収率が 92.9% と前年度より向上したことによるものであります。なお、すみません、資料にはないんですけども、平成 29 年度は徴収率が 95.0% と前年より約 2.1% 上昇いたしました。収入額では約 5,700 万円の減となっております。

中ほどの右側には、積立金及び地方債の残高状況が掲載されております。積立金がいわゆる貯金に相当するもので、地方債がいわゆる借金に相当するものでございます。

それから (5) 健全化判断比率は、財政の健全化を判断する指標ですが、実質公債費比率は 7.2、将来負担比率は 22.6 で、いずれも国の基準はクリアしている状況です。なお、平成 29 年度は、実質公債費比率が 6.2、将来負担比率は 22.8 と見込んでございます。

(6) 連結実質赤字比率の状況ですが、連結実質収支は黒字でございますので資金不足はないということになってございます。

その右側は将来負担比率の状況でございます。将来の負担額が小計欄の 98 億 2,600 万円に対しまして、基金等の充当可能財源が 90 億 5,000 万円となっております。平成 29 年度につきましては、それぞれ将来の負担額の見込みが 97 億 6,700 万円、それから充当可能財源が 90 億 500 万円といった状況の見込みでございます。ほぼ同じような状況かというところでございます。以上で、本町の概要の説明でございます。

次に 12 ページにつきましては、今説明いたしました人口ですとか財政に関する収支、指標につきましては、大阪府内の町村の合計値ですとか平均の値が掲載されております。

それから 13 ページの右側には、大阪府内市町村の財政力指数が一覧表の形で載っております。河南町は表の下から 6 番目です。河南町は 28 年度 3 カ年平均で 0.460 という形で載っておりますけれども、そちらのほうが財政力指数でございます。府内の町村でも千早赤阪村は 0.316、それから能勢町が 0.419 という状況ですけれども、河南町は 0.460 ということで、町村の中で下から 3 番目ぐらいの状況ということになってございます。

めくっていただきまして、14 ページのほうが健全化判断比率や資金不足比率につきましては、府内の市町村の数字が掲載されてございます。

それからその下のページ、15 ページの右側には、職員のラスパイレス指数が掲載されてございます。河南町につきましては 97.1 ということで、市町村全体の中での順位が 29 番目というふうな状況でございます。

それから、めくっていただきまして 16 ページの左側は職員数の状況でございます。職員数につきましては、河南町では全部門で 142 人、そのほか他の市町村の職員数の状況についてもそちらのほうに掲載されております。

それから同じく 16 ページの右側には、特別職、市町村長、それから副市町村長、教育長の報酬の額が掲載されておまして、17 ページのほうには市町村別の議員の報酬の額が掲載されてございます。

それから最後の 18 ページにつきましては、平成 28 年度の決算見込み額調べということで、府内市町村の決算の状況が掲載されてございます。

以上で参考資料を含みます資料の説明を終わらせていただきたいと思います。

○会 長 ありがとうございます。

今、資料の説明を受け、それに対しての質問をお受けしたいと思います。

○委員 資料じゃなくてもよろしいですか。今回のこれ、町長並びに副町長、教育長の3人が含んでいるということですね。

○会長 私のほうからお願いがあるのですが、単なる町長の報酬だけでなしに、退職金も含めた4年間の所得はどうなんかというようなところの資料も欲しいなと思うんですよ。

○委員 今さっき説明いただいた数字の中でも、単に給与月額だけではなしに、市町村によっては地域給とかプラスアルファがついているのがありますから、それも含めてということにも当然なります。山中会長もおっしゃっていただいたように、トータルの分も含めた参考資料も一緒にお出しいただいたらわかりやすいのではないかと私も思います。いかがでしょうか。

○事務局 すみません、本日は報酬についての諮問ということで、報酬ベースで資料のほうを作成させていただいて、その比較資料ということでご提示させていただいたんですけれども、報酬だけではなくて、トータルベースでの比較も必要ということであれば、今日は手元にないんですけれども、お時間いただきましたら、資料のほうは準備させていただきたいと思います。

○会長 今すぐということではなしに、次回までにできれば資料として配付をしていただけたらありがたいですけれども、事前に。

○事務局 はい。

○会長 前回の平成30年3月15日に審議会として答申されている、今日の資料の中にもついているんですが、これ、私以外の方、この中、全部ご存じだと思うんですけれども、この5の終わりにというところで、今回の審議の中で、町長への評価は、高い情報発信力と積極的な行動力、事業を推進するリーダーシップなど非常に優れているとの意見がある一方で、町長の退職手当が議会との確執で、社会の注目を浴びている現状に苦言を呈すると同時に、町住民の負託を受けた者としての自覚の下に、高邁な見識と善意を基盤にした良識に基づき、かかる不毛の論争に早期の終結を図られるよう求めたいと、こういう締めくくりをされているんですよ。この審議会の答申というものを町長はどのように受けとめているのか、お聞きしたいなというふうには思うんです。事務局、どうですか。

○事務局 会長や委員がおっしゃられた、総所得での資料は作成させていただきますし、その第2回といいますか次回に当然町長が参って挨拶、今日ちょっと急遽でしたんで、本来は本日挨拶させていただくところなんですけれども、次回には来ていただく予定です。それで、今の内容についてもお伝えしますし、事務局としては審議会第2回ということで、資料の準備もさせていただきます。

○会 長 2回目の会議については大体いつぐらいにするのかだけをちょっと決めさせてもらったらいいかなと思います。

(日程調整)

○会 長 それでは、8月20日の午後2時からということでお願いします。  
それまでにさっき言った資料だけ、配付できるんやったら配付しておいて。

○事務局 はい、わかりました。

○会 長 そしたら今日のところはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。